

IV ゴミ処理

1. 概要

松戸市のごみ処理事業は、昭和50年代初期に第二清掃工場の建設に対して激しい反対運動を受けたことが一因となってごみの分別や資源の回収が推進されてきた。昭和53年4月には、従来の3分別収集を4分別収集（燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ・粗大ごみ）に変更し、住民説明会などによる徹底したPR活動を実施した。また、住民が主体となった資源化を推進するため、かねてより一部地域において実施していた町会・自治会単位のリサイクル活動を市が支援することとし、ごみの減量・資源化に努力してきた。市が収集する資源ごみについても、昭和54年度に資源リサイクルセンターを設置して資源選別処理を実施している。分別収集は、昭和59年10月に有害ごみを加え、5分別収集となった。

昭和60年代に入るとごみの排出量がいちじるしく増加し、将来のごみ処理事業に危惧を感じさせるものとなった。このため平成2年4月「ごみを減らす課」を設置（平成8年度より、ごみを減らす係に変更）し、より一層ごみの減量、資源化の推進を図っている。

焼却処理は、クリーンセンターと和名ヶ谷クリーンセンターにより行っている。（六和クリーンセンターは平成14年11月廃止）

埋立処分は、清掃工場から排出される焼却灰を中心に、再利用が出来ない陶磁器・ガラス屑を埋立処分しているが、平成13年度から焼却灰の一部をエコセメントとして利用する取り組みを行っている。

また、従来、埋立処分をしていた廃プラスチック類は、平成5年1月から平成13年3月まで松戸市独自の取り組みとして民間企業と連携し、固体燃料としてのリサイクルを進めていた。

しかし、平成13年4月からは、分別区分を5分別から8分別に変更し、容器包装プラスチックとペットボトルの分別収集を開始して、固体燃料化によるリサイクルに変えて、新たに容器包装リサイクル法に基づいたルートでのプラスチックとペットボトルのリサイクルを行っている。

なお、松戸市は、市域の約72%が市街化され市内に最終処分場を確保することが困難な状況となっている。そのため、市では、最終処分する廃棄物量を極力減らすと共に、市外の民間最終処分場との共生を図っている。

※ 松戸市のごみ処理事業の特徴

- (1) 排出原単位 844.4 g／日・人（平成18年度全国平均 1,116 g／日・人）
- (2) 資源リサイクル事業の早期開始と安定した資源回収の継続
- (3) 8分別収集の徹底
- (4) 高度な公害防止設備、地元還元施設など施設周辺対策の充実
- (5) 容器包装リサイクル法に基づいたルートでのプラスチックとペットボトルのリサイクルの実施。

※ ごみの分別内容（平成20年度）

分別区分	ごみの種類
燃やせるごみ	食品残さ、紙くず（再生利用できない紙類）、草・樹木枝、紙おむつ、煙草の吸殻等
陶磁器・ガラスなどのごみ	陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、傘、電球、灰、化粧品の瓶、大きなプラスチック製品類（30cm以上50cm未満のもの）
リサイクルするプラスチック	商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類
その他のプラスチックなどのごみ	プラスチック製品類（文具や日用品などそれ自体を利用するものの）、ゴム類、合成皮革製品類、「リサイクルするプラスチック」のうち汚れが付着しているもの
ペットボトル	飲料用・しょうゆ・酒・みりんのペットボトル
資源ごみ	紙類／ダンボール、新聞・チラシ、雑誌等 布類／古着、ぼろ布、布団、毛布等、綿布団・綿座布団（50cm角以下に束ねる） びん・ガラス類／生きびん、カレット等 カン金属類／カン、自転車、扇風機、掃除機等 (粗大ごみの家電・金属製品類の指定品目を除く)
粗大ごみ	家具類、建具類、その他（50cm角以上のもの）、家電（家電リサイクル法対象品目を除く）・金属製品類の指定品目、布団類
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、体温計等

※ ごみ処理基本計画

・策定経過	昭和63年度	一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編)
	平成元年度	一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) 一部変更
	平成4年度	ごみ処理基本計画
	平成9年度	ごみ処理基本計画
	平成14年度	ごみ処理基本計画
	平成20年度	ごみ処理基本計画

・ごみ処理基本計画フレーム

